

長浜市告示第84号

長浜市1か月児健康診査事業実施要綱（令和7年長浜市告示第98号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月18日

長浜市長 浅見 宣義

第2条第4項を削り、同条を第2条の2とし、第1条の次に次の1条を加える。

（対象者）

第2条 1か月児健康診査は、おおむね出生後27日を超え、6週に達しない乳児に対して実施するものとする。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

第3条を次のように改める。

（助成対象者）

第3条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、1か月児健康診査を受診した乳児の保護者とする。ただし、当該乳児及びその保護者のいずれもが1か月児健康診査当日に本市に住所を有する場合に限る。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに1か月児健康診査を受診した乳児に対する助成金の取扱いについては、なお従前の例による。